



2026年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社 GENDA
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 片岡 尚
(コード番号：9166 東証グロース市場)
問 合 せ 先 常務取締役 CFO 渡邊 太樹
(TEL 03-6281-4781)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社GENDA（本社：東京都港区、代表取締役社長CEO：片岡 尚、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年4月30日開催予定の当社第8回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。また、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンス体制をさらに充実させるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。本移行により、経営の透明性及び客観性を高め、取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会に関する規定を新設し、監査役に関する規定を削除する等、定款の全面的な見直しを含めた所要の変更を行うものであります。併せて、現行定款第7条(自己株式の取得)は、現行定款第48条の内容と重複することから削除しております。なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年4月30日（木）
定款変更の効力発生日	2026年4月30日（木）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)
第2条 (目的)	第2条 (目的)
(1) ~ (3) (省略)	(1) ~ (3) (現行通り)
(4) 玩具、遊戯用具、文具、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品、清涼飲料水、酒類、たばこ、食料品、家庭用電気製品、化粧品、スポーツ用品、アミューズメント用景品の企画、開発、製造、販売及び輸出入	(4) 玩具、遊戯用具、文具、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品、清涼飲料水、酒類、たばこ、食料品、家庭用電気製品、化粧品、スポーツ用品、アミューズメント用景品の企画、開発、製造、販売、 <u>賃貸</u> 及び輸出入
(5) ~ (7) (省略)	(5) ~ (7) (現行通り)
(8) 映画館、劇場、スポーツ施設、飲食施設、文化施設、温泉浴場、宿泊施設、カラオケルーム、写真館、学習塾、託児所、保育園その他の保育施設、駐車場、エステティック、リラクゼーション等の各種施設の企画・運営	(8) 映画館、劇場、スポーツ施設、飲食施設、 <u>結婚式場、イベントスペース</u> 、文化施設、温泉浴場、宿泊施設、カラオケルーム、写真館、学習塾、託児所、保育園その他の保育施設、駐車場、エステティック、リラクゼーション等の各種施設の企画・運営
(9) ~ (34) (省略)	(9) ~ (34) (現行通り)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行通り)
第4条 (機関)	第4条 (機関)
当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(4)</u> 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>第 7 条 (自己株式の取得)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 20 条 (取締役の選任方法)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1. 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出</u></p>	<p><u>(3)</u> 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条～第 10 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 17 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 (取締役の員数)</p> <p><u>1. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>第 19 条 (取締役の選任方法)</p> <p><u>1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、</u></p>

現行定款	変更案
<p>席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 21 条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役</p>	<p>その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 20 条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第 21 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、<u>取締役</u></p>

現行定款	変更案
<p>会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p><u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる</p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条 (現行通り)</p>
<p>第 24 条 (取締役会の招集通知)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。 	<p>第 23 条 (取締役会の招集通知)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
<p>(新設)</p>	<p>第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (現行通り)</p>
<p>第 26 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提</p>	<p>第 26 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提</p>

現行定款	変更案
<p>案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>	<p>案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行通り)</p>
<p>第 28 条 (取締役会議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>第 28 条 (取締役会議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>第 29 条～第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条～第 30 条 (現行通り)</p>
<p>第 31 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 31 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第 32 条 (監査役の数)</u></p> <p><u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第 33 条 (監査役を選任方法)</u></p> <p><u>監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 34 条（監査役の任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条（監査役会の招集通知）</u></p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日前 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条（監査役会の決議の方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条（監査役会規程）</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 39 条（監査役会議事録）</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>第 40 条（監査役の責任に関する定め）</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 41 条（監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役の同法第 423 条第 1 項の責任について、これを限定する契約を監査役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 42 条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 43 条（補欠監査役）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 当社は、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議により、補欠監査役を選任することができる。</u> <u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 33 条の規定を準用する。</u> <u>3. 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 第 1 項に定める補欠監査役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後 1</u> 	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
(新設)	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
(新設)	<p><u>第 32 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 33 条 (監査等委員会の招集通知)</u> 1. <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 34 条 (監査等委員会の決議の方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>第 35 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新設)	<p><u>第 36 条 (監査等委員会議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこ</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 44 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>第 46 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 47 条～第 50 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>れに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (現行通り)</p> <p>第 39 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 40 条～第 43 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 附則</p> <p>第 1 条 (現行通り)</p> <p>第 2 条 (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) <u>当会社は、第 8 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>